

修了者の日本語能力取得状況

本学院の令和7年度修了者について、日本語能力取得状況を下記の通り出入国在留管理局に報告致しました。

課程修了者の日本語能力習得状況等 基準適合性

第44号：大学等への進学者，入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上 適合する

課程修了者数（※1，※2）① 196

基準該当者合計数（実人数）② 199

上記「基準該当者合計数（実人数）」のうち退学者数（44号ただし書き）③ 8

基準該当者割合 ②÷（①+③） 97.5%

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が，その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において，当該申請に対する処分が，この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは，当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

【基準該当者の各内訳】

★大学進学2年コース

a.大学等への進学者の数 110

b.入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格への変更を許可された者の数 5

c.CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されているものの数 37

★大学進学1.5年コース

a.大学等への進学者の数 79

b.入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格への変更を許可された者の数 0

c.CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されているものの数 9

★大学進学 1.3 年コース

a. 大学等への進学者の数 1

b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格への変更を許可された者の数 1

c. CEFR の A 2 相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されているものの数 2